

市県民税の減免事項

	減免対象		減免割合	添付書類	
1	生活保護の規定により扶助を受ける人の、その年度分の税額のうち、当該扶助を受けることとなった日から、受けなくなった日の間にかかる納期にかかる納付額		納付額の全部		
3	疾病などで長期療養（6か月以上継続して療養中または継続して療養を要する）を要し、課税総所得金額が、右記の場合の納付額	50万円以下	納付額の全部	医師の診断書	
		50万円超70万円以下	納付額の100分の50		
4	賦課期日以後納税義務者が死亡した場合、死亡後到来する納期に係る納付税額（分離課税に係る納付税額を除く）		納付額の100分の50 （最高5万円まで）		
5	賦課期日現在において所得税法第2条第1項第32号の勤労学生で、前年中の合計所得金額が65万円以下の方（収入130万円）の納付額		税額の全部	学生証の写し等	
6	賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方の納付額		税額の100分の50		
7	賦課期日現在において障害者、又は疾病などの理由により、納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年中の総所得金額が125万円以下の方の納付額		税額の100分の50	疾病などの場合、 医師の診断書	
8	雇用保険金の受給資格者で、前年中の課税総所得が70万円以下の方（支給を受けている期間内の納期に係る納付額）の納付額		納付額の全部	雇用保険受給資格者証の写し	
13	災害による被害を受けた人の納付額で、市長が必要があると認めたときに限る（分離課税に係る納付額を除く）	災害により障害者となった方	納付額の100分の50	災害と分かる書類	
		災害により死亡した方	納付額の全部		
	自己（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額が（補償金等補てんされるべき金額があるときは控除後）右記の場合、普通徴収の方は、災害の日以後到来する2つの納期限の納付額。特別徴収の方は、災害の日の属する月の翌月以降6か月の月割額。	住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満で前年中の総所得金額が	500万円以下	納付額の100分の50	り災証明書等
			500万円超750万円以下	納付額の100分の25	
		住宅又は家財の価格の10分の5以上で前年中の総所得金額が	750万円超1,000万円以下	納付額の100分の12	
			500万円以下	納付額の全部	
	500万円超750万円以下	納付額の100分の50			
	750万円超1,000万円以下	納付額の100分の25			

※減免申請期日 減免事由の発生した日から30日を経過する日と、発生後最初に到来する納期限とのいずれか遅い日まで